

富山県立大学教授会規程

平成 27 年 4 月 1 日制定

(趣旨)

第 1 条 この規程は、富山県立大学学則第 16 条に規定する各学部の教授会の組織及び運営に関し、他に定めのあるものを除くほか、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 各学部の教授会は、当該学部の専任の教授をもって構成する。

2 前項に規定する者のほか、必要に応じ、学長及び副学長を各教授会に、また、当該学部の専任の准教授、講師を当該教授会の構成員にそれぞれ加えることができる。

3 事務局長は教授会に出席し、発言することができる。ただし、議決に加わることはできない。

4 教授会には、第 1 項及び第 2 項の構成員（以下「構成員」という。）のほか、学部長が当該学部の教授会の運営上特に必要と認めて指名する者を出席させることができる。ただし、議決に加わることはできない。

(学長が決定を行うに当たり意見を述べるもの)

第 3 条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学及び卒業に関すること。
- (2) 教育課程の編成に関すること。
- (3) 学生の懲戒に関すること。
- (4) 前各号で掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの。

(審議事項)

第 4 条 教授会は前条に規定するもののほか、学長及び学部長（以下この条において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

(招集)

第 5 条 教授会は、学部長がこれを招集する。

2 構成員の3分の1以上の者から要求があったときは、学部長は教授会を招集しなければならない。

(議長)

第6条 学部長は、教授会の議長となる。

2 議長に事故があるときは、あらかじめ、議長の指名を受けた教授がその職務を代行する。

(開会)

第7条 教授会は、構成員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(議事)

第8条 議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員会)

第9条 教授会に専門の事項を調査審議させるため、専門委員会を設けることができる。

(職員の出席等)

第10条 議長は、構成員以外の本学の職員を教授会に出席させて審議事項の説明をさせ、又は事務の処理を命ずることができる。

(会議の非公開)

第11条 教授会の会議は、非公開とする。

(議事録)

第12条 教授会の議事録は、事務職員が作成し、議長及び出席した教授2名がこれを確認署名し、事務局長が保管する。

第13条 前条の議事録及び会議の審議資料は、公開しない。ただし、審議資料については、教授会の議決により公開することができる。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。